

答申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成31年4月2日付け31人第8号で行った個人情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の訂正決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、審査請求人が、〇〇校の指導員に関して、総務部人事課（以下「人事課」という。）に対して問い合わせを行った際に作成された文書に記載された個人情報である。

(2) 訂正請求の状況

審査請求人は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、別表「本件請求の内容」の「訂正を求める部分」欄を「訂正の内容」欄のとおり訂正することを求める個人情報訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(3) 不訂正決定の状況

実施機関は、本件請求に対し、以下の理由により、条例第29条第2項の規定に基づき、本件決定を行った。

ア 別表「本件請求の内容」①～⑤及び⑦について

条例第27条第2項に規定する当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料として審査請求人から提出された診断書、携帯電話の着信履歴及び手帳の写し（以下「提出資料」という。）の確認並びに人事課及び福祉労働部労働局職業能力開発課（以下「職業能力開発課」という。）の各担当職員への聴き取り調査の結果、審査請求人が人事課及び職業能力開発課との電話で、訂正を求める内容を発言した事実は認められず、本件請求に理由があるとは認められない。

イ 別表「本件請求の内容」⑥について

「〇8月22日」以下1行目～7行目までの記載は、8月22日に行われた、福祉労働部福祉総務課（以下「福祉総務課」という。）から人事課への報告内容及び人事課と福祉総務課との間で確認した今後の対応方針の内容を要約したものである。そのため、審査請求人が訂正を求め

る内容は事実には誤認があると認められることから、本件請求に理由があるとは認められない。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年10月26日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により個人情報開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年11月13日付けで、条例第17条第1項の規定により個人情報開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成31年2月7日付けで、実施機関に対し、本件請求を行った。

エ 審査請求人は、平成31年2月20日付けで、実施機関に対し、提出資料を提出した。

オ 実施機関は、平成31年4月2日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

カ 審査請求人は、令和元年6月28日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

キ 実施機関は、令和元年9月4日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

(1) 実施機関からは、審査請求人が別表「訂正を求める部分」欄のとおり発言したという根拠の提示がなく、同欄の内容が事実であるとはいえない。

(2) 審査請求人が聴覚過敏であることは、病院の診断書を提出していることから既に客観的に証明されており、「聴覚障がい」という記述が誤りであることは明らかである。

(3) 実施機関が弁明書で述べている、「人事課及び職業能力開発課の各職員に聴取したところ、審査請求人が訂正を求める内容を発言したとの事実までは確認できなかった。」という説明については、職業能力開発課への個人情報開示請求により開示された個人情報に「聴覚が過敏」との記載があることから成り立たない。

(4) 審査請求人は自らの障がい名を言い間違えることはなく、仮に自らの病

名を「聴覚過敏」ではなく「聴覚障がい」と言い間違えられたとしたらその場で訂正する。

5 実施機関の説明要旨

審査請求人が訂正を求めている内容を発言したか否かが明らかにならなかったことを踏まえ、本件請求に理由があるとは認められないものとして以下の理由により本件決定を行った。

(1) 下記のとおり、提出資料の確認並びに人事課及び職業能力開発課の各担当職員への聴き取り調査を行った結果、同人が人事課及び職業能力開発課との電話で、別表「訂正の内容」欄のとおり発言した事実は認められず、本件請求に理由があるとは認められない。

ア 提出資料を参考として、関係書類の確認及び関係職員への聴取により本件請求に理由があるか否かについて調査したところ、提出資料には、審査請求人が別表「訂正の内容」欄のとおり発言したとの事実までは確認できなかった。

イ 人事課及び職業能力開発課の各関係職員に聴取したところ、審査請求人が別表「訂正の内容」欄のとおり発言したとの事実までは確認できなかった。

(2) 「○8月22日」以下1～7行の記載は、8月22日に行われた、福祉総務課から人事課への報告内容及び人事課と福祉総務課との間で確認した今後の対応方針を要約したものである。そのため、同人が訂正を求める内容は事実と誤認があることから、本件請求に理由があるとは認められない。

6 審議会の判断

(1) 条例第26条の趣旨

本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、実施機関が保有する自己の個人情報についての訂正制度（以下「訂正請求制度」という。）を定めたものである。

訂正請求制度において、本条第1項に規定される個人情報訂正請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができるのは、自己の個人情報の内容が事実でないと思料する場合であり、訂正請求の対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばない。

また、「訂正」とは、誤っている情報を正しい情報に直すことをいい、これには、本来記載されるべき経歴や資格等の記載が事実の誤認により記載

されている場合に、事実即して記載すること（追加）や、事実の誤認により存在しない経歴等が記載されている場合に、当該記載を当該事実即して消すこと（削除）が含まれる。

(2) 条例第27条の趣旨

本条は、所定の事項を記載した書面により訂正請求を行うべきこと等を定めるとともに、訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めるものである。

本条第2項において、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料（以下「証拠資料」という。）を提出することが訂正請求の要件として定められていることから、訂正請求人には訂正内容が正しいことの証明を行う義務がある。

(3) 条例第28条の趣旨

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査の結果、当該訂正請求に訂正を行うに足る正当な理由がある場合をいう。

実施機関に訂正義務が生じるのは、訂正請求に理由があり、かつ、当該訂正が個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であるときであるため、訂正請求に理由があると認められない場合又は訂正が事務の目的の達成に必要な範囲内であると認められない場合には、訂正義務は生じない。

(4) 本件請求に理由があると認められるか

上記(1)のとおり、条例第26条は、訂正請求制度における訂正請求の対象が、「事実」であって、「評価・判断」に及ばないこと、また、訂正請求に係る個人情報の「内容が事実でない」と思料するときに訂正請求ができることを規定している。

これにより訂正請求があった場合、実施機関は、当該訂正請求の対象が「評価・判断」ではなく、「事実」に関する記載であるか、「事実」に関する記載である場合、その「内容が事実でない」か、「内容が事実でない」場合、訂正請求人の訂正請求の趣旨のとおり訂正することで正確な個人情報になるかを調査し、いずれも認められた場合には、条例第28条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当すると判断することとなる。

また、当該訂正請求制度は、上記(1)に記載したその趣旨に照らせば、事実の誤認により、公文書に本来記載されるべき事項が記載されていない

ことや、本来記載されるべきでない事項が記載されていることによって、公文書の記載内容が誤って解釈され、本人が不測の権利利益侵害を被るおそれがある場合にも認められるというべきである。

上記の前提を踏まえ、まず当審議会は、別表「訂正を求める部分」欄を見分し、同欄①～⑦の記載は、いずれも「評価・判断」ではなく、「事実」に関する記載であると判断した。

次に、本件個人情報、審査請求人が関係部署に問い合わせを行った際に実際に発言した内容であることから、本件個人情報の「内容が事実でない」と判断するためには、証拠資料として、審査請求人が人事課に苦情・要望を申し出た際に、実際にどのように発言したのかを証明する資料が必要であることを踏まえ、別表「訂正を求める部分」欄①～⑦について、その内容が事実でないかを検討し、その上で同欄①～⑦の内容が事実でないと認められる場合、別表「訂正の内容」欄①～⑦のとおり訂正することで正確な個人情報になるかについて、個別に検討する。

ア 別表「本件請求の内容」①について

本件請求の対象は、審査請求人が関係部署に問い合わせを行った際に実際に発言した内容であるから、別表「訂正を求める部分」欄①について、その内容が事実でないと判断するためには、審査請求人が人事課に問い合わせを行った際に、実際にどのように発言したのかを証明する証拠資料が必要であるところ、提出資料を確認しても審査請求人が実際にどのように発言したのかは判明せず、審査請求人が人事課に問い合わせを行った際に「講師」と発言したことが事実でないとはいえない。

したがって、別表「訂正を求める部分」欄①の内容が事実でないと判断することができない状況にあるといえることから、別表「本件請求の内容」①について、訂正請求に理由があるとは認められない。

イ 別表「本件請求の内容」②及び④について

上記アと同様に、別表「訂正を求める部分」欄②及び④の内容が事実でないと判断するためには、審査請求人が人事課に問い合わせを行った際に、実際にどのように発言したのかを証明する証拠資料が必要であるところ、提出資料を確認しても審査請求人が実際にどのように発言したのかは判明せず、審査請求人が人事課に問い合わせを行った際に同欄②及び④のとおり発言したことが事実でないとはいえない。

また、本件公文書が、審査請求人の問い合わせを要約したものであることからすると、本件公文書に「本来記載されるべき事項」とは、審査請求人の人事課への問い合わせの趣旨が適切に把握できるような事項であることが必要である。

別表「本件請求の内容」②及び④は、「同校の一級建築士の資格を持っていない」の部分の削除を求めるとともに、「〇〇」を「〇〇指導員」、「〇〇さん」を「〇〇指導員」、「(一級建築士の資格を取得するのに)」を「〇〇さんは一級建築士を取る為に」に訂正し、併せて「訓練時間が始まって早々同科の他の訓練生の前で」及び「あらかじめ本人の同意を得ないで、同科の他の訓練生に個人情報 leaked」という文言を追加するよう求めるものであるが、前述のとおり、本件公文書が審査請求人の発言を要約したものであることからすると、本件公文書は、審査請求人の発言内容が一言一句正確に再現されなければならないものではなく、審査請求人の問い合わせ内容が把握でき、発言内容が誤って理解されない程度に再現されることは本件公文書の性質上許容されるところ、審査請求人の主張のとおり削除、追加及び訂正をしなければ、審査請求人の問い合わせ内容が把握できず、また、審査請求人の発言内容が誤解され、審査請求人の不測の権利利益が侵害されることになるとまでは認められない。

したがって、別表「訂正を求める部分」欄②及び④の内容が事実でないとはいえないため、別表「本件請求の内容」②及び④について、訂正請求に理由があるとは認められない。

ウ 別表「本件請求の内容」③及び⑤について

上記アと同様に、別表「訂正を求める部分」欄③及び⑤の内容が事実でないと判断するためには、審査請求人が人事課に問い合わせを行った際にどのように発言したのかを証明する証拠資料が必要であるところ、提出資料を確認しても審査請求人が実際にどのように発言したのかについては、直接的には判明しない。

しかし、審査請求人は、提出資料として本人が病院から受けた診断書を提出しており、当該提出資料には、審査請求人の病名として「聴覚過敏」と記載されている。

病名や障がい名といった本人と密接に関連する個人情報は、氏名や生年月日などの個人の基本的な属性と同様に、本人が言い間違える可能性が極めて低く、また、審査請求人の病名が「聴覚過敏」とする資料が提出されていることも踏まえると、審査請求人は、人事課に問い合わせを行った際に、実際に「聴覚過敏」と発言したものと解することが妥当であり、「聴覚障がい」という記述を「聴覚過敏」と訂正することで、正確な個人情報になると認められる。

したがって、別表「本件請求の内容」③及び⑤について、訂正請求に理由があると認められる。

エ 別表「本件請求の内容」⑥について

審査請求人は、審査請求人が人事課に連絡した年月日が平成30年8月21日であることを前提に、「○平成30年8月22日」という記載を「○平成30年8月21日」に訂正するよう求めている。

しかし、「○平成30年8月22日」という記載について、実施機関は、福祉総務課が人事課に報告するなどした年月日を記載したものであると説明しており、この説明には本件個人情報の内容や文脈から矛盾がないことが確認できることから、審査請求人が求める訂正内容は事実誤認があるといえる。

したがって、別表「訂正を求める部分」欄⑥の内容が事実でないとはいえないため、別表「本件請求の内容」⑥について、訂正請求に理由があるとは認められない。

オ 別表「本件請求の内容」⑦について

まず、審査請求人は、「職業能力開発課に」という記載を、審査請求人が実施機関である人事課に連絡したことを前提に、「人事課に」と訂正するよう求めている。

しかし、「職業能力開発課に」の記載について、実施機関は、「人事課は、福祉総務課に対応を依頼するに先立ち、審査請求人から職業能力開発課に連絡があったことについて、福祉総務課から報告を受けていた。」という経緯を記載したものであると説明しており、この説明には上記エと同様矛盾がないことが確認できることから、審査請求人が求める訂正内容には誤認があるといえ、「職業能力開発課に」という記載内容が事実でないとはいえない。

次に、審査請求人は、「「○○氏をクビ」という記載を、「「○○指導員を免職に」と訂正するよう求めている。

上記アと同様に、「「○○氏をクビ」という記載内容が事実でないと判断するためには、審査請求人が人事課に問い合わせを行った際に実際にどのように発言したのかを証明する証拠資料が必要であるところ、提出資料を確認しても審査請求人が実際にどのように発言したのかは判明せず、審査請求人が人事課に問い合わせを行った際に、「「○○氏をクビ」と発言したことが事実でないとはいえない。

したがって、別表「訂正を求める部分」欄⑦の内容が事実でないとはいえないため、別表「本件請求の内容」⑦について、訂正請求に理由があるとは認められない。

- (5) 別表「本件請求の内容」③及び⑤について、訂正が本件個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内と認められるか

上記(4)のとおり、別表「本件請求の内容」③及び⑤については訂正請求に理由があると認められるため、当該訂正が、本件個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であると認められるかについて、以下検討する。

まず、本件個人情報を取り扱う事務の目的は「審査請求人が実施機関に対して行った、〇〇校の指導員の処分を求める趣旨の相談について、その概要を整理し、関係所属との連絡・調整という一連の手続の端緒となる資料として活用すること」であり、上記目的に鑑みると、本件個人情報を取り扱う事務の目的は、「人事課が審査請求人の相談の内容を関係所属に伝えた」時点で達成されるものであると考えられるところ、実施機関は、上記目的に従って作成された本件公文書を基に、福祉総務課等の関係所属と連絡・調整を既に行っていることから、この時点で本件個人情報を取り扱う事務の目的は既に達成されていると認められる。

なお、本件個人情報が、関係所属や本人に対するさらなる調査・事情聴取や、指導員の処分を検討する際の根拠となる資料としての利用といった、審査請求人の相談内容に関連する事務に利用される可能性があるとしても、「聴覚障がい」という記載を「聴覚過敏」と訂正することは、審査請求人の相談に対応するための調査や指導員の処分といった事務に直接関係するものではないため、審査請求人の主張するとおりに訂正したからといって、これら事務の結果に影響を与えるものではないし、当該記載内容を訂正しなかったとしても、本件個人情報を取り扱う事務の目的に関連した審査請求人の権利利益を侵害することになるとは考えられない。

したがって、別表「本件請求の内容」③及び⑤について、訂正が個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であるとはいえず、実施機関に訂正義務を認めることはできない。

(6) 結論

上記(4)のとおり、別表「本件請求の内容」①、②、④、⑥及び⑦については、訂正請求に理由があると認められず、また、上記(5)のとおり、別表「本件請求の内容」③及び⑤については、訂正請求に理由はあるものの、訂正が本件個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であるとは認められない。

したがって、本件請求に対して、実施機関に条例第28条に規定する訂正の義務を認めることはできない。

(7) 付言

上記のとおり、本答申は結論として実施機関に訂正の義務を課すものではないものの、例えば相談記録に記載された相談者の氏名や生年月日の誤

記のような個人情報の明らかな誤りに対し、当該個人情報の本人から訂正の指摘があった場合に、実施機関の判断により当該個人情報の訂正に応じることは条例上禁じられておらず、とりわけ氏名や生年月日、病名、障がい名のような本人と密接に関連する個人情報について、上記(4)ウで述べたように訂正請求に理由があることが明らかであるような場合には、実施機関が自らの判断で訂正することが強く望まれる。

以上の理由により、「**1 審議会の結論**」のとおり判断する。

(別表)

本件請求の内容		
	訂正を求める部分	訂正の内容
①	講師	指導員
②	〇〇は、同校の一級建築士の資格を持っていない〇〇さんという講師の前で、私に対し、「(一級建築士の資格を取得するのに)どれくらい勉強した?」と尋ねてきた。	〇〇指導員は訓練時間が始まって早々同科の他の訓練生及び〇〇指導員のいる前で「〇〇さんは一級建築士を取る為にどれくらい勉強したんですか。」と尋ねることにより、あらかじめ本人の同意を得ないで、同科の他の訓練生に個人情報をも漏洩した。
③	聴覚障がい	聴覚過敏
④	(一級建築士の資格を取得するために)どのくらい勉強した?と尋ねてきた。	〇〇さんは一級建築士を取る為にどれくらい勉強したんですか。」と尋ねることにより、あらかじめ本人の同意を得ないで、同科の他の訓練生に個人情報をも漏洩した。
⑤	聴覚障がい	聴覚過敏
⑥	〇平成30年8月22日	〇平成30年8月21日
⑦	職業能力開発課に「〇〇氏をクビ	人事課に「〇〇指導員を免職